大規模災害からの復興に関する法律第28条第４項の規定に基づき、
土地の区画形質の変更
建築物の建築又は工作物の建設　　について、下記により届け出ます。
建築物等の用途の変更

記

1　行為の場所
2　行為の着手予定日　　年　　月　　日
3　行為の完了予定日　　年　　月　　日
4　設計又は施行方法

<table>
<tr><td colspan="3">⑴　土地の区画形質の変更</td><td colspan="4">区域に含まれる地域の名称</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2"></td><td colspan="4">区域の面積　　平方メートル</td></tr>
<tr><td colspan="4">土地の形質の変更の内容等</td></tr>
<tr><td rowspan="7">⑵　建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転</td><td colspan="6">⑺　行為の種別（建築物の建築・工作物の建設）　（新築・改築・増築・移転）</td></tr>
<tr><td rowspan="6">⑻　設計の概要</td><td></td><td>届出部分</td><td>届出以外の部分</td><td>合　計</td></tr>
<tr><td>(i)　敷地面積</td><td></td><td></td><td>平方メートル</td></tr>
<tr><td>(ii)　建築又は建設面</td><td>平方メートル</td><td>平方メートル</td><td>平方メートル</td></tr>
<tr><td>(iii)　延べ面積</td><td>平方メートル
〔　平方メートル〕</td><td>平方メートル
〔　平方メートル〕</td><td>平方メートル
〔　平方メートル〕</td></tr>
<tr><td>(iv)　高さ
地盤面からメートル</td><td colspan="3">(v)　用途及び構造等</td></tr>
<tr><td colspan="4">(vi)　建築物その他の工作物の所在及び地番</td></tr>
<tr><td>⑶　建築物その他の工作物の用途の変更</td><td colspan="2">⑺　変更部分の延べ面積
平方メートル</td><td>⑻　変更前の用途</td><td colspan="3">(ハ)　変更後の用途</td></tr>
</table>

（備考）
1　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2　届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
3　建築物等の用途の変更について変更部分が２以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
4　「用途及び構造等」欄には、当該建築物の構造及び当該建築物の新築、改築又は増築が大規模災害からの復興に関する法律施行令第４条第２項第２号又は第３号に該当する場合にあっては、その旨を記載すること。
5　同一の土地の区域について２以上の種類の行為を行おうとするときは、１の届出書によることができる。

別記様式第１の２（第11条関係）

届出対象区域の区域内における行為の変更届出書

年　　月　　日

殿

届出者　　住所
氏名　　印

大規模災害からの復興に関する法律第28条第５項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1　当初の届出年月日　　年　　月　　日
2　変更の内容
3　変更部分に係る行為の着手予定日　　年　　月　　日
4　変更部分に係る行為の完了予定日　　年　　月　　日
5　設計又は施行方法

（備考）
1　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2　届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
3　建築物等の用途の変更について変更部分が２以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
4　復興計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
5　同一の土地の区域について２以上の種類の行為を行おうとするときは、１の届出書によることができる。

別記様式第２（第12条関係）（Ａ４）

裁　決　申　請　書

裁決申請者　住所
氏名
相　手　方　住所
氏名

大規模災害からの復興に関する法律第34条第４項の規定による協議が成立しないので、下記により裁決を申請します。

記

1　復興整備事業の種類（復興計画を作成し、又は変更する場合にあっては、その旨）
2　損失の事実並びに損失の補償の見積り及びその内訳
3　協議の経過

年　　月　　日

裁決申請者　住所
氏名　　印

収用委員会　御中

（備考）
1　裁決申請者が２人以上の場合は、連名で申請することができる。
2　「損失の事実」については、発生の場所及び時期をあわせて記載すること。
3　「損失の補償の見積り及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにすること。
4　「協議の経過」については、経過の説明のほかに協議が成立しない事情を明らかにすること。
5　法人の場合においては、住所及び氏名は、それぞれの法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
6　裁決申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。